

令和 7 年 4 月 28 日

北海道知事 殿

厚生労働省北海道労働局長

(公 印 省 略)

令和 7 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について (御依頼)

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成 29 年から職場における熱中症予防対策の取組を重点事項として位置付け、令和 7 年においても 4 月を準備期間、5 月 1 日から 9 月 30 日までを取組期間、7 月を重点取組期間として「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン (別添 1、2)」を展開することといたします。

全国の職場の熱中症による死亡労働災害は 2 年連続 30 人台であり、災害分析から発見の遅れ、異常時の対応の不備が散見されます。また、北海道内の職場における休業 1 日以上の熱中症による労働災害は前年比 81 人減少して 72 人 (うち死亡 1 人) と大幅に減少しましたが、中期的には高止まり或いは増加傾向が続いており、危機感を持って本キャンペーンに取り組んでいるところです。

このような状況を踏まえ、熱中症の初期症状の早期発見や重症化を防ぐことを目的に今般、労働安全衛生規則の一部改正が図られ、WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施が見込まれる作業を対象とした熱中症の自覚症状やおそれがある作業者を找けた者がその旨を報告するための体制整備及び関係労働者への周知、熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等、②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重症化を防止するために必要な措置の実施手順 (別添 3 フロー図①②参考) の作成及び関係作業員への周知などの改正規則を令和 7 年 6 月 1 日から施行します。

つきましては、熱中症による労働災害防止に係る本キャンペーン及び法改正内容を広く周知いたしたく、貴広報誌やメールマガジンの発信時における記事の掲載等について、特段の御協力をお願い申し上げます。

また、貴庁のホームページの広報記事欄 (トピックス等) への掲載等につきましても、

併せて御協力をお願いいたします。

なお、大変お手数ですが、掲載いただきました場合には、その旨当局担当課のメールアドレスあて御一報いただきたく、重ねてお願いいたします（掲載内容を添付いただけると幸いです。）。

【担当】北海道労働局労働基準部健康課

電話：011-709-2311（内線 3563）

Mail：kenkouka-01@mhlw.go.jp

広報例 1

「STOP 熱中症！クールワークキャンペーン」
を実施します ―6月から熱中症に係る措置の義務化―

職場での熱中症予防対策を進めていただくため、5月から9月までを期間として「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。取組に当たっては、熱中症予防のための指標である「暑さ指数（WBGT 値）」の活用、設備対策、衛生教育などを実施願います。

昨年は北海道内でも猛暑の影響で職場での熱中症が 72 人（休業1日以上）と過去2番目に多い発生となりました。

また熱中症の初期症状の早期発見や重症化を防ぐことを目的に今般、労働安全衛生規則の一部改正を図られ、WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業を対象に熱中症の自覚症状や疑いのある者を把握し場合の報告体制整備、作業からの離脱、身体の冷却必要に応じた医師の処置などを義務化した改正規則を令和7年6月1日から施行します。

厚生労働省 北海道労働局
労働基準監督署（支署）



「STOP 熱中症！クールワークキャンペーン」
を実施します ―6月から熱中症に係る措置の義務化―

職場での熱中症予防対策を進めていただくため、5月から9月までを期間として「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。取組に当たっては、熱中症予防のための指標である「暑さ指数（WBGT 値）」の活用、設備対策、衛生教育などを実施願います。

昨年は北海道内でも猛暑の影響で職場での熱中症が 72 人（休業1日以上）と過去2番目に多い発生となりました。

また熱中症の初期症状の早期発見や重症化を防ぐことを目的に今般、労働安全衛生規則の一部改正を図られ、WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業を対象に熱中症の自覚症状や疑いのある者を把握し場合の報告体制整備、作業からの離脱、身体の冷却必要に応じた医師の処置などを義務化した改正規則を令和7年6月1日から施行します。

厚生労働省 北海道労働局
労働基準監督署（支署）



※裏面あり（縦書き用）

※広報例について、データ版を希望される場合は、北海道労働局健康課あて御連絡願います。

「STOP熱中症！クールワークキャンペーン」を実施します。～6月から熱中症に係る措置の義務化～

職場での熱中症予防対策を進めていたため、5月から9月までを期間として「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。取組に当たっては、熱中症予防のための指標である「暑さ指数（WBGT値）」の活用、設備対策、衛生教育などを実施願います。

昨年は北海道内でも猛暑の影響で職場での熱中症が72人（休業1日以上）と過去2番目に多い発生となりました。

また熱中症の初期症状の早期発見や重症化を防ぐことを目的に今般、労働安全衛生規則の一部改正を図られ、WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業を対象に熱中症の自覚症状や疑いのある者を把握し場合の報告体制整備、作業からの離脱、身体の冷却必要に応じた医師の処置などを義務化した改正規則を令和7年6月1日から施行します。



厚生労働省 北海道労働局
労働基準監督署（支署）